二　サッシ（鉄製又は木製のものその他経済産業省令で定めるものを除く。）
三　複層ガラス（ステンドグラスを用いたものその他経済産業省令で定めるものを除く。）

第二十三条の三中「特定熱損失防止建築材料である断熱材の」を削り、「十八万平方メートル」を「次の表の上欄に掲げる特定熱損失防止建築材料の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量」に改め、同条に次の表を加える。

一　断熱材	十八万平方メートル
二　サッシ	九万四千窓
三　複層ガラス	十一万平方メートル

附　則

この政令は、平成二十六年十一月三十日から施行する。

経済産業大臣　宮沢　洋一
内閣総理大臣　安倍　晋三

まち・ひと・しごと創生法の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年十一月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百八十一号

まち・ひと・しごと創生法の一部の施行期日を定める政令

内閣は、まち・ひと・しごと創生法（平成二十六年法律第百三十六号）附則第一項ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

まち・ひと・しごと創生法附則第一項ただし書に規定する規定の施行期日は、平成二十六年十二月二日とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三

最高裁規則

○最高裁判所規則第八号

裁判官に対する期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年十一月二十八日

最高裁判所

裁判官に対する期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

第一条　裁判官に対する期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和二十七年最高裁判所規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「百分の百五十五」を「百分の百七十」に改める。

第二条　裁判官に対する期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「百分の百四十」を「百分の百四十七・五」に、「百分の百七十」を「百分の百六十二・五」に改める。

第三条　裁判官に対する期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を次のように改正する。

第三条第六項中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立て」を「審査請求」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は平成二十七年四月一日から、第三条の規定は行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。

最高裁判所長官　寺田　逸郎

府令

○内閣府令第七十六号

内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）第四十一条第四項の規定に基づき、沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十六年十一月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令

沖縄総合事務局組織規則（平成十三年内閣府令第四号）の一部を次のように改正する。

第六十五条の二第三十五号中「マンションの建替えの円滑化等に関する法律」を「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」に改める。

附　則

この府令は、平成二十六年十二月二十四日から施行する。

○内閣府令第七十七号

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百十一号）の施行に伴い、及び銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条の二第三項の規定に基づき、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十六年十一月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和三十三年総理府令第十六号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第八号中「平成二十六年十二月三日」を「平成二十八年十二月三日」に改める。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

○内閣府令第七十八号

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百三十一号）の一部の施行に伴い、及び銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条の二第三項の規定に基づき、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十六年十一月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和三十三年総理府令第十六号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中第十六号を第十七号とし、第九号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。

九　法第四条第一項第一号の規定により許可を受けようとする者のうち、法第五条の二第三項第二号に該当する者については、同号の災害により許可済猟銃（同項第一号の許可済猟銃をいう。以下この号において同じ。）を亡失し、又は許可済猟銃が滅失した事情を明らかにした書類